

平成 13 年 第 4 回

高森町議会 9 月臨時会会議録

平成 13 年 9 月 3 日 開会



高 森 町 議 会

9 月 3 日 (月)

平成13年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成13年9月3日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

5番 藤本 正一君

6番 相馬 俊行君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成13年9月3日

至 平成13年9月3日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月3日（月）	本会議	

日程第3 議案第35号 高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第36号 平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について

日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番 野 中 謙 三 君

2 番 甲 斐 廣 國 君

3 番 後 藤 和 昭 君

4 番 甲 斐 正 一 君

5 番 藤 本 正 一 君

6 番 相 馬 俊 行 君

7 番 三 森 義 高 君

8 番 佐 楢 見 誓 香 君

9 番 古 澤 豊 喜 君

10 番 佐 伯 金 也 君

11 番 杉 永 竹 範 君

13 番 後 藤 英 範 君

14 番 児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12番 甲斐 裁 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員 (兼草部出張所長)	佐 伯 秀 和 君	企画観光課長	村 上 源 喜 君
住民生活課長	後 藤 秀 希 君	保健福祉課長	岩 下 昭 久 君
税 務 課 長	岩 下 光 廣 君	農林振興課長	廣 木 富 八 君
建 設 課 長	渡 辺 哲 郎 君	水資源対策課長	芹 口 誓 彰 君
高森中央出張所長	桐 原 一 紀 君	野尻出張所長	住 吉 五 夫 君
収入役室長	岩 下 健 治 君	教委事務局長	山 村 将 護 君
監査事務局長	阿 南 哲 也 君	行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君
財 政 係 長	河 崎 みゆき 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 色 見 隆 夫 君 議会事務局係長 佐 藤 幸 一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成13年第4回高森町議会臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、また雨の中にも関わりませず、ご出席賜り、誠にありがとうございました。

さて、ここで報告事項を申し上げたいと存じます。平成13年8月13日付けで草部出張所長の岩下紀久雄氏より体調不調に伴う退職願が提出されました。9月1日付けで総務課付きとしたために、当分の間、急々だったために総務課審議員 佐伯秀和君を兼ねて、草部出張所長に発令をいたしました。また、任命権者の教育委員会より東小、中学校スクールバス運転手の栗焼憲章氏が一身上の都合により、8月31日付けで退職されております。この件につきましても、急々であったために、後任の運転手は当分の間、臨時雇用で対応するというので報告を受けております。ご報告をさせていただきます。

また、先般の高森中学校剣道部が全国制覇という本当に素晴らしい21世紀に幕開けの高森町にさらにふさわしい快挙を上げてくれました。高森町及び高森中学校のこの上もない名誉であると存じます。心からお祝いを申し上げたいと存じます。

今年も後半に突入してまいりました。議員各位に本当に常々お世話になっておりますけれども、この後半におきましても、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

本日提案いたします議案は3議案でございます。どうか慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。

平成13年第4回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 藤本正一君、6番 相馬俊行君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日9月3日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第35号 高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（児玉國廣君） 日程第3 議案第35号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第35号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

ご承知のとおり、役場草部出張所は、車椅子等の利用が困難であり、また、駐車スペースは狭く、今後の住民の利便性の向上と地域活性化を図るために、奥阿蘇物産館の隣に平成13年9月20日に移転するものであります。

また、移転に伴う地元の説明は、4月12日に地域の各代表者会を開催してご理解を賜っておるところでございます。

どうか慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案説明いたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 佐楯見誓香君。

○8番（佐楯見誓香君） 出張所の移転は結構なことと思います。地元ではかなりの異論もありますけれども、一応もう決められたことでもありますのですけれども、元来は、跡地を速やかに撤去していただくことをお願いをいたしたいと。なぜかと申しますと、どこもここも空き家だらけにしてもらってはあとの維持管理が困るという考えであります。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今、草部の議員さんの方からご希望がなされましたけれども、執行部の方で腹案をお持ちであるのか、また、取り壊しをされる予定なのか、お考えをお伺いしたいと思います。担当でございます総務課長か、町長さん、どちらかよろしく願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） お答えいたします。

現在、跡地の件についてお話がありましたが、現在考えておりますことにつきましては、一応解体の方向で整備をして、ご承知のとおり、非常に草部基幹集落センターも使用の場合に駐車場が狭いということもありますので、あそこを広げるとかなりスペースもとれるということでもありますので、そういうふうに計画をもっていきたいというふうに思っております。よろしく願いを申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 草部南部の出身でございます議員さんの意向に沿う形であると思います。あとは、基幹集落センターの付近の草刈り等については、今まで出張所の方がされていたと思うんですけども、今回、こういうふう新しい場所に移りますと、距離がかなり離れてまいります。2名体制であそこの草刈りをするとなると、かなり時間、1名の方で出張所業務を担当するわけになんですけども、そうした場合、ちょっと管理が難しくなってくるんじゃないかなと思います。その点、草刈り等の管理についてはどうされるつもりでしょうか。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今後、支障のないように、財産管理係も現在2名体制でやっておりますので、財産管理の上からもきちっとした形をとっていきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 大変雨が多い地域でございます。草はすぐ伸びますので、なるべく環境美化に対しましては、十二分の注意を払っていただいて、出張所の方の業務に滞りのないよう注意をしながら総務課の方に管財がいるということでございますから、そちらの方の応援があるというふうには私は受け取りましたので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号、高森町出張所設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第36号 平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について

○議長（児玉國廣君） 日程第4 議案第36号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 議案第36号、高森町一般会計補正予算（案）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、皆様もご承知のとおり、郡中体連・県中体連・九州中体連・全国中体連において、高森中学校剣道クラブが全国制覇したことによる祝賀会を行いたく、その助成金を計上したものであります。

財源につきましては、予備費より充当し、予算の総額には変動はございません。また、祝賀会の開催については、教育委員会・中学校・PTA・剣友会等による合同での開催をお願いしておるところでございます。

どうか慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号、平成13年度高森町一般会計補正予算（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第5 議案第37号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

議案第37号、工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

公営住宅下町A団地第1期建替え工事の業者指名委員会を、8月10日に開催し、高森町工事請負業者選定事務処理要領の規定に基づく熊本県内の建築業者15社を指名し、指名競争入札の結果、1億2,202万1,749円で、熊本市本山3丁目3番77号、武末建設株式会社、代表取締役 武末博司が落札したものでございます。

どうか慎重審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

なお、同時に、当日、駅前団地の入札も行っておりますので、内容の説明を申し上げておきます。駅前団地につきましては、業務管理につきましては、参考までに申し上げますと、工事につきましては、駅前団地は安方工務店が4,725万円で、また、同管理につきましては、田中建築設計が121万8,000円で、それぞれ落札しております。

また、先ほど申し上げました下町A団地の設計管理につきましては、大宏設計事務所が210万円で落札しております。

以上で説明を終わります。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 7番 三森でございます。

今、説明がございました。一応15社ということでございます。15社について、町内町外という形で、町内が何社おられるのか、町外が何社おられるのか、説明方をお願いいたしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） この15社につきましては、これにつきましては、高森町管内には該当する業者はございませんでしたので、阿蘇郡の業者が1社、それからあとは熊本市の業者が14社の15社です。

それから、駅前団地につきましては、1つの高森の業者のランク付けが該当する業者がございましたので、1社入れて、あとの残りを熊本、あるいは阿蘇郡の業者で指名しております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） はい、ありがとうございました。

一応指名の中に該当者がいないという、町内においては、そういうことであろうかと思えます。

先般の議会でも申し上げました。要するに、まとめてやれば、こういう形で、町内が入れないという事情が出てくるわけでございます。今度の場合は、駅前団地において1社入っておるといような形でございます。これが結果的には、バランス的にとられているような感じがするわけでございます。しかしながら、要するに、県の意向と言われますと、先般の工事の中でも私は申し上げましたように、中身については、会計検査に引っかかったというような指摘がなされた、答弁がなされたということでございます。要するに、会計検査に引っかかるような指名をしたこと自体が、私は町としてはちょっと考えてもらわなければいけないという気がするわけでございます。そういう業者は、町内からそういう形を、指摘を受けるような形ができたということに問題があった。しかしながら、それを指導する町として、その姿勢がそのまま会計検査にいくような形で通っていたということ自体が私はもう少し反省していただかなければいけないと、かように思うわけです。

今度の場合においては、武末さんですか、とられました。これについては、もう入札済みでございます。今後、この工事において、地元の地場産業育成の意味からも、資材なり、雇用面なり、いろいろな形で使っていただくような、配慮方をお願いしたいと思いますが、その点、総務課長、答弁方、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今までの例を申し上げますと、落札されて、契約が終わりましたあとにつきましては、必ず社長さん等が町長の方にごあいさつにお出でしております。その席上で町長の方から今、三森議員さんがおっしゃいましたような言葉がいつも、私もいつも立ち会っておりますけれども、町長の方からそういう旨はお伝えされております。今後も当然、また、この業者につきましても、今日契約あるいはここで成立が終われば、あとで来ることになると思いますが、また、町長の方にごあいさつがあった段階では、同じようなことで町長の方からとくとそのへんは申し上げますので、そういうことを付け加えさせていただきます。あとは町長の方からあれば、お願いします。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） 総務課長の答えはわかりました。その点について、町長の方から一言お願いいたしたいと思いますが。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 7番議員さんのおっしゃるとおりでございます。高森町の地場産業として、林業、あるいは組合、さらには、何十年というような事業をもって生活をしていただいております方々に対しまして、地場産業育成ということで、落札者に対しましてお願いをしておるところでございます。今、言われるとおりのようにさらに、私といたしましても、業者におかれましても、研究研鑽をおかれ、そして、営業成績を伸ばされ、高森町の入札に多くの業者が参入できるよう私達もがんばっていかねばならないと考えておるところでございます。このたびの武末建設におかれましても、今、ご指摘のように、高森町のご案内をしたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 7番 三森義高君。

○7番（三森義高君） どうもありがとうございました。

協力的なお願いをされますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

指名の状況については、今、三森議員の方からご質問がありましたとおりでございます。

問題は、熊本市内の業者、または郡内の業者、町内の業者、それぞれやはり営業にもお出でになりますし、入札、指名審査委員会においては、それぞれの実績等を

考慮した中でのご指名であったかなというふうに考えておるわけでございますが、ただやっぱり地場産業の育成を考えますと、やっぱり町内の業者の方達が熊本市内あたりでどれだけかんばっていらっしゃるのかなと、また、郡内においても、他の11カ町村において、どれだけ指名に入れていただいているのかなということを考えますと、郡内という形でこだわらなくても私はいいような気がいたしております。おそらく高森の業者、建築業者の方達が高森町を除く他の11カ町村の中で仕事をそれだけ公共事業をされておるといふ実績はほとんど皆無に近いんじゃないかな。そう思いますと、やはり郡内にこだわらず、広くやっぱり県内、優秀な実績を持たれる方という形で、指名をしていただくことが私は当然ではないかなと思います。

ですから、15社について、今回、武末建設さんがとられました。この1億円以上の工事につきましても、市内の業者が14社ということでございますが、高森町から車で1時間ちょっと、その範囲内であると、当然菊池郡内、上益城郡内も私は交通の便利からいけば入ってくるんじゃないかなと、そういうふうに考えておりますと、あくまでも熊本市内のそのランクに合う業者だけに限らないような指名の仕方も今後考えていかなければならないと思っております。

ですから、その点について、なぜ熊本市内の業者に限定したのか、郡内と熊本市内の業者に限定していくような指名をするのかということをご質問をいたしたいというふうに考えますし、管理については、それぞれの業者の方が管理をとられましたけれども、これ、設計業者、設計された業者がそのまま管理の方に入られるわけですが、しかしそうなりますと、あえて管理という形で入札をするんじゃないかと、設計をする段階で管理の方もいっしょに含めた形で入札をしておれば、おそらくかなりな金額が設計管理という形で浮いてくるような気もいたします。なぜ管理と設計を別に分けなければならなかったのか、その件についても伺いをいたしたいと思います。

それと、地場産業をそれだけ使うといいと思うんですけれども、往々にして、町内のいろんな業者の方達がもし入札で落札された場合について、二次製品などを本当に町内の業者の方達から、商店の方達から購入されておるかということは、これははっきりはわからないと思います。これだけデフレが進んでおりますと、安売りの状況ですから、おそらく大きな量販店あたりがどんどんどんどん大塔してきますので、量を余計扱うところからとるということになると、町内に限らず、市内あたりにもやっぱり材料を求めていかれるんじゃないかなと。そうなりますと、や

っぱり熊本市内の方達にできる限りの地場産業の利用はお願いしても、それ以上の無理は言えないような気がいたしますから、そのあたりもお気をつけいただきたいと。

それと、建設課長に最後、お尋ねいたしますが、今回、こういう建物を建てますことによりまして、入居待ち受け世帯が何件いらっしゃって、どの程度解消されるのか、また、建替えによってどれだけの方達が入居されるのか、をお伺いをいたしたいと思います。また、入札の件については、総務課長の方からよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） まず、入札のことでお答え申し上げますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのがご承知のとおり、平成11年ごろに一応施行されております。本町におきましても、総務におきまして、入札の透明性と、あるいは工事請負業者との談合防止ということで、阿蘇郡では県内では7番目だったと思いますけれども、阿蘇郡でも一番先に一応工事費の補償契約につきましては、相補償ではなく、補償保険の方にうちは高森町はいち早く執り行ったところでございます。

その後におきましても、ただいま、ご質問がっておりますように、入札、あるいは指名の基準、これについての公表というのを私達はやろうということで、昨年の10月ごろに事務担当者会におきまして、その委員会をつくりまして、それから高森町の指名基準というのを一応策定しております。その基準につきましては、もう議員さん方、すでにご承知のとおり、工事請負金額の基準によりまして、現在、町では管理課、あるいはそういう人員不足のために、高森町で独自に能力検査をやるというのが非常に困難でございますので、一応熊本県の能力検査の基準をもって、現在やっております。その中におきまして、入札の指名の基準、それから、入札の透明性ということで図っておるところでございます。

その中で、今、ご質問がっておりますように、阿蘇郡内にこだわらなくて、県内一円でいいんじゃないかというお話もありましたが、当然、指名委員会でもそのへんは論議をしているところでございます。

今後、ますますそういうことで住民の方々にわかりやすい指名、あるいは入札ということをお私達も心掛けていきますので、そういうことで、今後も指名委員会の中で、今、ご質問のありましたことにつきましては、当然論議をして、体制をつくつ

ていきたいと、なおかつ体制をつくりあげていきたいというふうに思います。

そこから、設計と管理をいっしょに出したら経費が下がるんじゃないかというようにご指摘でございます。当然、設計した業者が管理するというのは、これは、普通そういう形がなされておりますけれども、あくまでも設計は設計ということで、基本的にはなっておりますし、私達の方に上がってくる時、セットで上がってきておりませんので、一応上がってきた段階で、私達は承知しておりますが、一応そのことについては、いっしょにできるのか、できないのか、これにつきましては、担当課の方で説明をしていただくとありがたいと思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 本年建て替えます分につきましては、4棟8戸、これにつきましては、来年度、また2期工事を計画しておりますので、そちらに入居されている方々に移っていただきまして、来年度に対応していきたいというふうに考えております。

現在、入居待ちは20名程度でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 来年の建替え予定の方達を今回この新しいのができあがれば、そちらの方に入っていただくということですね。あと1区画、バリアフリーの住宅ができあがりますが、そちらの方の入居希望の方が現在、入居待ちをされている方の中から入られると思うんですが、そうした場合において、どれだけの入居待ちの方達が残られるのかということをお伺いしたつもりでございます。何分、住宅不足でございますから、どうにかして、住宅不足を解消する必要があると思えます。

それと、参考のためにお伺いをいたします。どこだったでしょうかね、先般、新聞で出ておりましたが、公共住宅の立ち退きと家賃の滞納についての訴訟を起こされておる自治体がございましたが、現在、当町内において、どの程度の、一番最高滞納をされておる方がどのぐらいで、どういうふうになっていらっしゃるのかということもお聞きしたいと思います。

と申しますのは、やはりこれだけ景気が冷え込みますと、公共住宅に入居されている皆さん方の住宅に係るさまざまな費用というものが一般、自分達の個人住宅に住んでいらっしゃる方からすれば、ちょっと不満を持たれておると、いいなと思つ

ていらっしゃる方達がかなりいらっしゃいます。そうなりますと、やはり町民としての権利を遂行せずして、のうのうと町営住宅、公共住宅に入っているということは許し難い問題があると思いますから、現在、当高森町におきまして、そのような状況が発生していないのかどうか、参考のためにお聞きをしたいと思います。

それと、談合防止ということで、今、お話が総務課長の方からございましたし、県の能力検査ということもございました。ここ数年、地方分権という言葉がうたわれ初めまして、各自治体がそれぞれの独自性を出そうじゃないかということで一生懸命試行錯誤されていらっしゃいます。県の能力検査というのが、やはり一番平等性がありますから、大変参考にするにはよろしいと思いますが、談合の防止について考えていらっしゃるということのは、やはり県の考えていることと、町村の考えておけることは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。予定価格を公開される割には、今回は、指名業者を公開されなかったって、何かちぐはぐなんですね。その時その時によって、何か違うような気がいたします。一貫性がないような気がいたしますが、今回、公開されなかった理由をお伺いいたしたい。

それと、建設課長には、今質問しましたことについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ただいまご質問がありました今回、業者の発表をしないということは、一応ランクの発表をいたしましたけれども、業者発表をしなかったのは、一応いろんな試行錯誤やっておりますして、談合防止の対策を何とかやっというということで、今回は一応業者を発表しないでやってみたら、そういう効果はどこにあるのかということをやってみたとところでございます。

そういうことで、非常に国においても、談合の排除ということを徹底してやるということも出ておりますし、今日の熊日新聞を見てもご存じのとおり、その中には、今度はそのものに荷担したものはかなりのペナルティをやるというような国の方針も出ておりますし、町としましても、今後、業者をいくつ入れたら談合はできないのか、あるいはそういう業者を発表しないことによって、そういうことが阻止できるのか、いろいろ私はやっていく必要があるんじゃないかという感じがいたしまして、今回はそういうことをやってみました。これもまた、今後の指名委員会の中でそういうことも皆さん方と検討していく内容であろうというように私は思っております。

よろしく願いしておきます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 滞納状況でございますが、これにつきましては、確かな数字ではございませんが、本年度の4月から現在まで5カ月滞納されている方が最高だと思います。過年度につきましては、担当の方で逐次回り、納めていただくように努力しております。1名の方につきましては、完全に過年度分は終わっております。あと1名の方についても、昨日終わっております。本年度だけが今現在残っていると思っております。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これが最後の質問になりますけれども、入札に入られた方達を公開しないということになりますと、現説が各々バラバラになります。現説がなぜ必要かということについては、私達のとらえ方と執行部のとらえ方、それぞれ違うと思うんですが、設計をする業者というのは、建てません。要するに、図面上、平面上の理論上の建て方を一生懸命自分達のビジョンとして追求されていらっしゃいます。今回、入札に入られた建築業者という方達は、実際、自分達で建てられます。その際、木材の木目にしろ、いろんなコンクリートの強度にしろ、自分達の体で覚えていらっしゃいますから、設計どおりではいけないという場合がおそらく出てまいると思います。ですから、現説、現場説明会というものは、やはり設計図を見たのちに、疑問点があった場合については、各々の業者がここはどうしますか、これじゃ持てないんじゃないですかという形の意見をそれぞれの業者の方達が出される場であったと思います。今回、公開されなかったことについては、それぞれの業者がそれぞれの注文をされたと思うんですが、やはり一同に介して、現場を見て、やはりこの設計ではここがおかしいんじゃないかなという議論をしながら、建てていくというのが私は一番いい形であったと思いますから、今回みたいに公開しないと、当然、そういう議論がなされておきませんので、設計業者がつくった設計書どおりにつくってしまう可能性がありますし、途中でこれではいけなかったということに変更が生じてくる可能性が私は多くなっていくんじゃないかなと思います。ですから、今、総務課長が言われた試行錯誤しながらやっておるということですが、やはり自分達がめざした建物をちゃんとした形で作らなければならないならば、いろんな方達の意見を聞く場というものが私は建てる前に必要であったんじゃないかなと、そう考えておりますから、談合防止、談合防止とい

うことだけで、公開しなかったということは私は間違いであるし、どこの自治体でも談合疑惑ということで、新聞紙上に騒がれておりますが、誰も談合しましたなんていうてから、その調査会があつてから、言う業者は1社もおりません。もしおつたとしても、そういう業者というのは、おそらくどうかなくなっていくでしょうね。町が談合疑惑がある、こういう業者が落札されるって、いくらで落札されるって、そこまで細かく出ていても、新聞紙上でたたかれても、どこもそこで「はい、しました。すみませんでした」と頭を下げる業者はどこにもおりません。ですから、どんなにあなた達がそれを防ごうと思つても、私はちょっと無理があるんじゃないかなと、防ぐなら防ぐように、徹底的に防いでいただけるようお願いしたい。ですから、現説の意義というものを総務課長さんにお伺いをいたしたい。

それと、建設課長の方には、入居する際に、保証人を立てますが、以前私は質問したと思いますが、入居する際に保証人を立てれば、その保証人が死亡されていても、そのままである場合があつたり、現状入居されていても、もう半永久的に入居されますから、保証人が先に死ぬか、それとも入居されている方達が先に死ぬかということで、なかなか滞納された場合についてのその責任の処遇についても困っていらっしやると思います。ですから、その入居手続きの契約書の保証人制度について、今どういうふうな話をされていらっしやるかということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今回は、一応現説はなかったということでございますけれども、建設場所につきましては、図面にキチツとした形、位置図も落としておりますし、平面等もつけておりますし、それから、ご承知のとおり、この住宅につきましては、昨年もつくっておる住宅で、そんなにあれがないということと、それから、もう一つ言えますことは、皆さん方から質問等の質疑書もキチツと業者には従来どおり同じような形をとらせております。ただ、業者発表をしないというのは、閲覧に来られた段階でどこの業者が入っておるかというのが業者にはわからなかっただけということをやってみたところでございます。

今、言われましたように、そういうことをすれば、当然、建築の中において、何か問題が生じはしないかというお話がありましたが、私は一切ないというふうに感じております。

それから、あえてここで申し上げておきますと、これ、ある自治体では業者を一

同に介しない、あるいは業者がどこが入っているかわからないために、現在は、メールの入札方式をもう試行で入れている自治体があります。これにつきましても、当然、ゆくゆくは本町においても、そういう形になろうかという感じがいたしますが、そういうことで、よく談合の疑いが出るというのは、業者が一同に介するということがどうも談合の温床になるんじゃないかならうかというのが、今現在、マスコミ、いろんなところで言われているところがございますので、今回は、私達の方でも今後、透明性、あるいは公正さを期すために、あらゆる手段をとっていきたいということで、今回はやったつもりでございます。

中には、そういうことで、ただ業者を発表しないということは、内輪ではわかっておりましたけれども、業者さんが閲覧に来た時、どことどこが入っているかというのが閲覧がわからないということで、従来の閲覧の方式とは何ら中身は変わっておりませんので、ひとつその点は誤解のないように申し上げをさせていただきたいと思えます。

それと、今言いましたように、国の方ではメールを建設省でも既にメールの入札に変えるということで、今現在、そういう動きもされておりますので、そういうことをひとつご承知おきをお願いしたいというふうに思えます。

○議長（児玉國廣君） 建設課長 渡辺哲郎君。

○建設課長（渡辺哲郎君） 現在、入居の際の保証人は2名出していただいております。これにつきましても、死亡された方、または転出された方については、わかり次第、出していただくように、入居者に指導しております。

また、先ほど滞納の件でございますが、一応資料等を持っておりませんので、あとで過年度分がもしあるかもしれません。一応あとで報告させていただきたいと思えます。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通対策につきましては交通総合対策特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、企業誘致特別委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成13年第4回高森町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成13年第4回臨時会

平成13年9月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676) 2-1111